平成２６年（フ）第１３４５号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目41番地５　コーポレスポアールⅠ102号
債務者　鈴木　　満
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４６号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目41番地５　コーポレスポアールⅠ102号
債務者　鈴木　麗子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５５号
横浜市港南区笹下３丁目11番23―305号
債務者　田村　純一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９９号
北海道旭川市旭町２条１丁目31番地の138　ミツワハイツ105号室
債務者　鈴木　沙織
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市井口1085番地48　コンシェールタイマ102号
債務者　室井　正勝
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１３３５号
横浜市瀬谷区三ツ境126番地の13
債務者　小宮　　崇
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＬ―1223
債務者　五味渕由起子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８１１号
東京都東久留米市柳窪３丁目２番37号ダイアマンション203
債務者　深澤　純一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５７号
静岡市葵区唐瀬２丁目９番11号、旧住所静岡市清水区川原町25番23号
債務者　中田　淳子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２９号
静岡県浜松市中区花川町925番地　Ｄ１―504
債務者　竹内　美華
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３４５号
静岡県磐田市今之浦５丁目８番地８　マンションマスカット203
債務者　伊藤　一馬
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
大分県中津市大字下宮永40番地１　松木屋第二ハイツ201号
債務者　福良　早紀（旧姓植田・大下）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第４６９号
静岡市清水区蛇塚239番地
債務者　松村三津子（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４２２号
名古屋市名東区香流３丁目715番地
破産者　有限会社エボリューション
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６２号
徳島県阿波市土成町土成字東原99番地の５
破産者　有限会社豊和
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
栃木県那須塩原市高林377番地１
破産者　菊地　敏子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部